

平成27年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- （1）農研機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は963件、契約金額は176億円である。また、競争性のある契約は828件（86.0%）、159億円（90.3%）、競争性のない随意契約は135件（14.0%）、17億円（9.7%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は13件減（△8.8%）、金額は5億円減（△22.7%）となっている。これは、主に、企画競争・公募により採択された共同研究機関に対し、共同研究の成果を活かした試作業務を契約していたものが減少したこと及び平成26年度は特定の用地取得に係る契約がなかったためである。

平成26年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下の通りである。（ ）内は前年度

①長期継続契約（公共料金等）	75件 9.7億円（76件 9.4億円）
②企画競争・公募により採択された共同研究機関 との試作業務等の契約	29件 1.7億円（48件 3.5億円）
③特許権、著作権等を有している特定の相手方との契約	15件 1.5億円（9件 0.8億円）
④国または地方公共団体から指定された処理業者との契約	6件 0.8億円（7件 1.5億円）
⑤用地取得	0件 0億円（1件 4.6億円）

表1 平成26年度の農研機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.5%) 680	(72.9%) 148	(71.5%) 689	(31.8%) 56	(1.3%) 9	(△62.2%) △ 92
企画競争・公募	(14.2%) 137	(16.3%) 33	(14.4%) 139	(58.5%) 103	(1.5%) 2	(312.1%) 70
競争性のある契約（小計）	(84.7%) 817	(89.2%) 181	(86.0%) 828	(90.3%) 159	(1.3%) 11	(△12.2%) △ 22
競争性のない契約	(15.3%) 148	(10.8%) 22	(14.0%) 135	(9.7%) 17	(△8.8%) △ 13	(△22.7%) △ 5
合 計	(100.0%) 965	(100.0%) 203	(100.0%) 963	(100.0%) 176	(△0.2%) △ 2	(△13.3%) △ 27

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度比である。

（注3）「競争入札等」には、競争入札の結果による不落随意契約を含む。

(2) 農研機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 283 件 (35.4%)、契約金額は 21 億円 (13.5%) である。

平成 25 年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は 8 件増 (+2.9%)、金額は 46 億円減 (△68.7%) となっている。件数については、分析機器等研究用機器等の購入契約、試薬、配合飼料、外国雑誌等の消耗品購入契約、研究開発用機器の試作・改造等契約において 1 者応札が増加しているが、これは、特殊な機器等の調達等のため応札可能者が限られていることが原因と考えられる。

金額については、平成 25 年度の補正予算による耐震工事等の工事契約が終了したためである。

平成 26 年度の一者応札・応募の主な類型は、以下の通りである。()内は前年度

①分析機器等研究用機器等の購入契約	67 件 3.5 億円 (62 件 9.1 億円)
②試薬、配合飼料、外国雑誌等の消耗品購入契約	46 件 2.3 億円 (31 件 1.8 億円)
③分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	42 件 2.5 億円 (69 件 4.2 億円)
④研究開発用機器の試作・改造等契約	26 件 1.4 億円 (21 件 1.0 億円)
⑤電気需給契約	4 件 5.9 億円 (3 件 1.9 億円)
⑥工事契約	4 件 1.0 億円 (17 件 41.5 億円)

表2 平成26年度の農研機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	500 (64.5%)	516 (64.6%)	16 (3.2%)
	金額	96 (58.9%)	134 (86.5%)	38 (39.6%)
1者以下	件数	275 (35.5%)	283 (35.4%)	8 (2.9%)
	金額	67 (41.1%)	21 (13.5%)	△ 46 (△68.7%)
合 計	件数	775 (100.0%)	799 (100.0%)	24 (3.1%)
	金額	163 (100.0%)	155 (100.0%)	△ 8 (△4.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度比である。

(注4) 表1の競争入札等の件数、金額と表2の合計との差は、不落随意契約の件数と金額である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用に係る物品及び役務の調達(研究用機器、試薬等の購入、成分分析の外注等)、一般的な物品及び役務の調達の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達

研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成 27 年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務実施規則において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務実施規則の改正】

② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。

【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

(2) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の一般的な物品及び役務の調達について、トータルの調達コストの削減を図るために、平成 27 年度においては、新たに①及び②による一括調達、共同調達の取組を推進することで、公平性・透明性を確保しつつ経済的で合理的な調達を目指す。

① 既に取り組んでいるパソコンの本部一括調達、コピー用紙、トイレトペーパーのつくば地区 5 法人一括単価契約及び地域ブロックにおける燃料類の一括調達について、品目を拡大し、トータルの調達手続きに要する時間の短縮（物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達）、調達金額の節減を図る。【調達手続きに要する時間および調達金額の節減】

② つくば地区の 8 研究所等がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施するためのつくば管理センター調達チーム（仮称）を平成 28 年 4 月設置に向け検討を進め、組織規程、会計規程等の改正を行う。

【つくば管理センター設置に向けた組織規程、会計規程の改正】

(3) 見積書を徴する必要のない調達

慣習上見積書を徴さない、あるいは、徴する必要のない物品及び役務の調達について、調達手続きに要する時間の短縮を図るために、平成 27 年度においては、新たに①の取組を実施することで、透明性を確保しつつ経済的で合理的な調達を目指す。

① 契約事務実施規則に規定している慣習上見積書を徴する必要のないものについては、「契約事務実施規則の運用について」において、さらに具体的に規定し、実態に即した調達を行うことにより、調達手続きに要する時間の短縮を図り、合理的な調達を推進する。【契約事務実施規則の運用についての改正】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上）については、事前に法人内に設置している契約監視委員会（外部委員 4 名、監事 3 名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【新たな競争性のない随意契約に係る契約監視委員会における事前審査実施率：数値目標 100%】

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。

また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配布、調達案件に対する質疑・回答をホームページに公表し情報の共有化、四半期ごとに発注予定情報をホームページに公表することにより、入札等に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(3) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組

① 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、役職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】

② 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等が一目でわかるハンドブックを作成し職員に周知する。【ハンドブックの作成】

- ③ 委託事業の報告、法人決算作業等のために制限している年度末における調達期間について、不適正経理の未然防止という観点から調達期間の拡大など、経理手続きにおける利便性を高める取組を進める。

併せて、職員からの発注体制に係る改善要望を本部において把握できる仕組みを整備する。
【調達期間拡大の取組、職員からの改善要望を把握できる仕組みの整備】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 検討・点検体制

(1) 検討体制

本計画に定める各事項を適切に実施するため、理事（総務担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を置き、本計画の進捗状況、取組結果、自己評価結果等を踏まえ、本計画の改定を行うものとする。

総括責任者：理事（総務担当）

副総括責任者：統括部長

委員：総務審議役、財務課長、資産管理課長、監査室長、中央農業総合研究センター企画管理部長
その他総括責任者が指名する者

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、農研機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。